

令和5年度公務災害 事務担当者研修会資料

地方公務員災害補償基金福岡県支部

はじめに

☑地方公務員災害補償基金とは

地方公務員災害補償基金は、地方公共団体の職員が公務災害又は通勤災害を受けた場合に、受けた災害に対する補償を迅速かつ公正に行い、併せて職員の社会復帰の促進、職員及びその遺族の援護、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助等の福祉事業を行うことにより、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする地方共同法人として、昭和42年12月1日に設置された。

☑基金の組織

本部を東京都に、支部を都道府県及び政令指定都市に置いている。

本部は、補償及び福祉事業の迅速かつ公正な実施を図るための統一的な基準を作成し、その実施の確保を図るための業務を担当している。

支部は、個別具体的事案について、本部との必要な協議を行いながら、公務災害・通勤災害かどうかの認定、補償金額の決定や支払などを担当している。

本日の説明事項（目次）

第1章	地方公務員災害補償制度 ……………	4
第2章	公務・通勤災害の認定基準 ……………	27
第3章	請求及び申請の手続 ……………	58
第4章	報告及び届出 ……………	69
第5章	第三者加害事案 ……………	75
第6章	認定請求書等の書き方 ……………	93
第7章	公務災害の認定状況等 ……………	104
第8章	公務災害防止対策 ……………	108

※凡例

法：地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）

令：地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）

第1章 地方公務員災害補償制度

1. 公務災害補償制度の特徴①

① 補償は地方公務員災害補償基金が行うこと

補償責任は、本来的には地方公共団体にある(使用者責任)が、迅速かつ公正な補償を統一的、専門的に実施するため、地方公共団体に代わって基金が補償

② 請求主義であること

基金は、災害の事実を知りうる立場にないため、請求があってはじめて補償を行うことになる。
請求を行うか否かは被災職員の判断

③ 使用者の過失の有無を問わないこと

使用者の責任を客観的に認め、過失の有無に関係なく補償
いわゆる無過失責任 (⇔民法上の損害賠償制度)

1. 公務災害補償制度の特徴②

- ④ **補償の対象は身体的損害のみであること**
物質的損害及び精神的損害(慰謝料等)は、補償対象外
- ⑤ **補償は各団体からの負担金で賄われていること**
地方公共団体等は、職員の給与費総額をもとに算定した負担金を基金に納付
- ⑥ **審査請求は二審制が選択できること**
基金支部の決定に不服のある場合、基金支部審査会への審査請求後、本部審査会への再審査請求又は裁判所への訴えを提起可能

2. 公務災害補償制度の適用関係①

☑公務災害補償制度の対象となる者

(1) 常勤職員(再任用職員及び任期付職員含む。)

小・中・高校における産休補助教職員及び欠員補充教職員、育休代替の臨時的任用職員等も対象。

(2) 令第1条職員(常勤職員に準ずる者)

① 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員

② 常勤的非常勤職員

(2)②常勤的非常勤職員については、次のスライドにて詳しく解説します。

2. 公務災害補償制度の適用関係②

常勤的非常勤職員とは？

- ①常勤職員について定められた勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、
- ②引き続いて12か月を超え、
- ③これ以降も引き続いて勤務することとされている者

※ 月の勤務日数が18日に満たない月が1月でもある場合や、1日でも雇用関係が切れている場合は条件を満たさないので注意!! (ただし以下例外)

※ 常勤職員の月の勤務日数自体が20日に満たない場合、その差分は18日から減じる。(2月など。)

例：常勤職員の勤務日数が元々、18日しかない月の考え方

$$20-18=2$$

常勤的非常勤職員として認められるためにこの月に勤務すべき日数は

$$18-2=16日、となる。$$

ちなみに、年次休暇は「勤務日数」として扱われる。服務上勤務扱いまたは職免となるものは勤務日数として数えてよい。

令和2年4月1日以降の変更点

◆ 改正地方公務員法第22条の3第1項又は第4項に基づき任用された臨時的任用職員は法の対象

「常時勤務に服することを要する」職（法第2条第1項第1号）に該当するものであるから、「臨時的任用」ではあるが、常勤職員と同様に取り扱う。

= 令1条職員該当性を問わず法の補償対象

◆ 改正地方公務員法第22条の2に基づき任用された会計年度任用職員は令1条職員に該当すれば、法の対象

任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合においても、任用の終了時にあらかじめ、任命権者と職員との間で次の任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上、任用関係が中断することなく存続していると、勤務の実態に照らして判断される場合には、この期間を引き続く期間として取り扱う = 令1条職員となる他の要件を満たしていれば、法の対象となる。

2. 公務災害補償制度の適用関係②

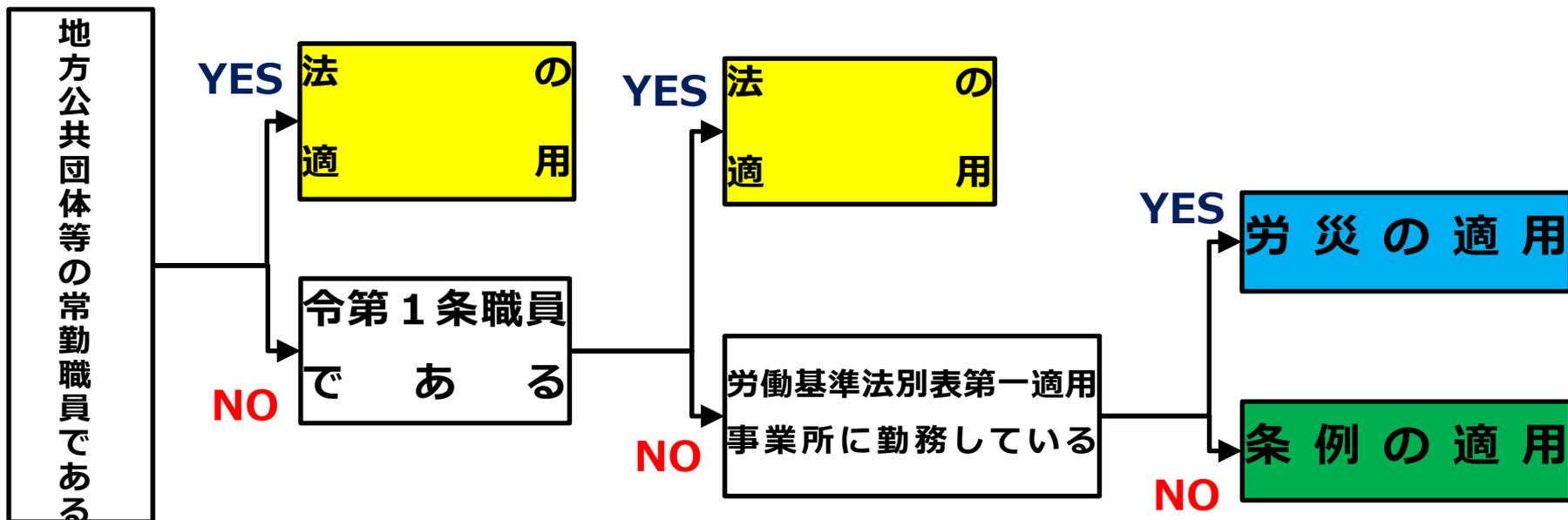
☑公務災害の対象とならない者はどうなる？

(1) 労働基準法別表事業所に勤務する者

⇒ 「労災保険」の対象

(2) 公務災害又は労災のどちらも対象とならない者

⇒ 各地方公共団体の定める「条例」の対象



参考：労働基準法別表事業所

労働基準法

別表第一（第33条、第40条、第41条、第56条、第61条関係）

- 一 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
- 二 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 四 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 五 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
- 六 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 七 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
- 八 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
- 九 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
- 十 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
- 十一 郵便、信書便又は電気通信の事業
- 十二 教育、研究又は調査の事業
- 十三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- 十四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
- 十五 焼却、清掃又はと畜場の事業

労働者災害補償法(労災法)は、官公署の事業について適用しないとされている。しかし、上記に該当する事業所については、例外として労災法の対象となる。

よくある質問 これは公務災害？労働災害？

Q 令和4年10月1日から共済組合の短期給付・福祉事業の適用となった非常勤職員は、公務災害の対象？

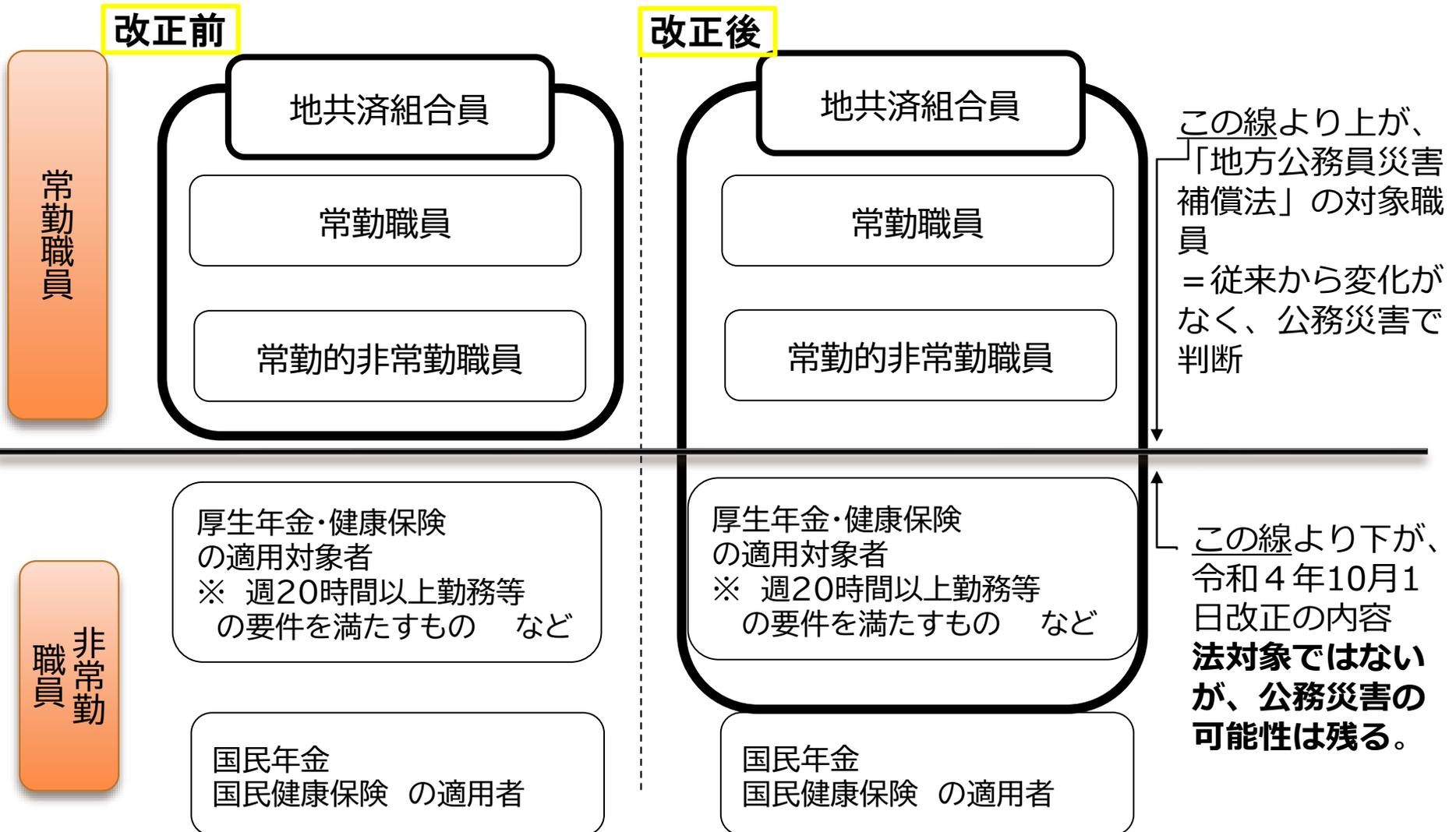
A **令和4年10月1日の改正は、公務災害か労働災害かという判断と無関係で、その判断基準は従来通りです。**

ただし、少なくとも法（令一条）対象ではない、ということになります。

※ 次のスライドにて、図を使って説明します。

☆ 支部へお問合せ頂く前に、当該非常勤職員の任用根拠（法や条例）や、労災保険の適用状況を御確認ください！

参考 令和4年10月共済組合制度改正と公務災害の関係



法対象でない = 公務災害じゃない、は間違い！
資料P10の労災か条例かの判断を忘れない！

3. 補償の種類①

☑治ゆ(症状固定)まで受けられる補償

(1) 療養補償

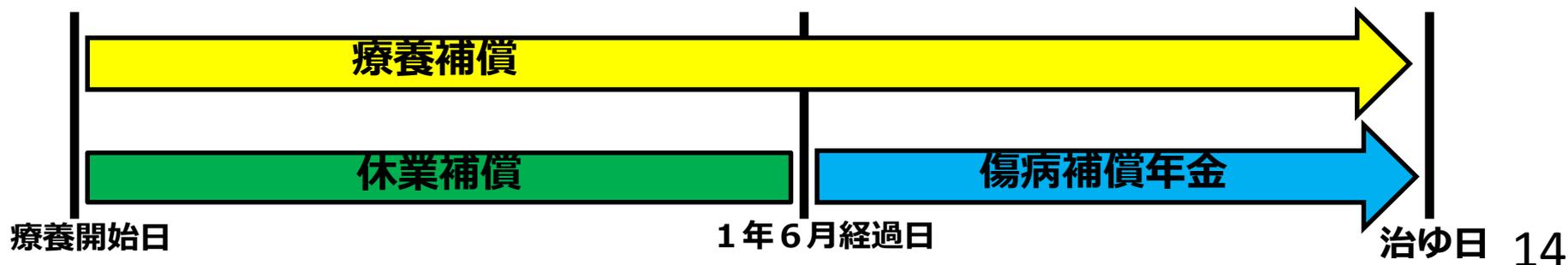
(2) 休業補償

公務(通勤)災害による負傷等のため勤務できない場合で、給与を受けないときに支給

(3) 傷病補償年金(1級～3級)

公務(通勤)災害による負傷等が1年6月を経過しても治らず、その障害の程度が傷病等級に該当する場合に支給

(休業補償との併給は不可)

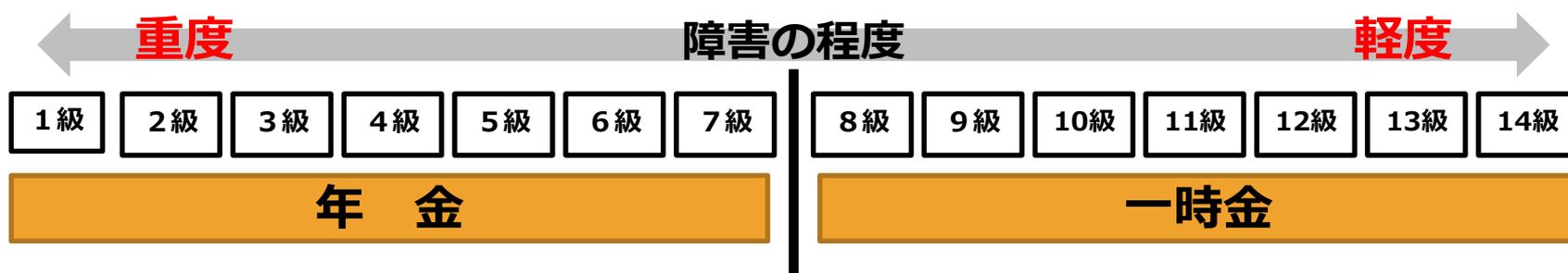


3. 補償の種類②

☑ 治ゆ(症状固定)後に受けられる補償

障害補償年金(1級～7級)・一時金(8級～14級)

公務(通勤)災害による負傷等が治ったとき、一定程度の障害が残った場合に障害の程度に応じ、年金又は一時金を支給



☑ 障害・傷病年金受給者が受けられる補償

介護補償

傷病等級第2級以上又は障害等級第2級以上の年金受給権者で、常時(随時)介護を要する者に支給

3. 補償の種類③

☑遺族が受けられる補償

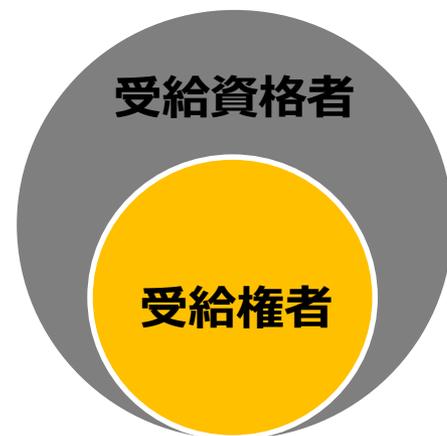
(1) 遺族補償年金・一時金

公務(通勤)により死亡した場合、職員死亡の当時その収入により生計を維持していた遺族(受給資格者)のうち、最先順位の者(受給権者)に支給

受給資格者がいない場合には一時金を支給

(2) 葬祭補償

公務(通勤)により死亡した場合、葬祭を行う者に支給 (請求者は遺族でなくてもよい。)



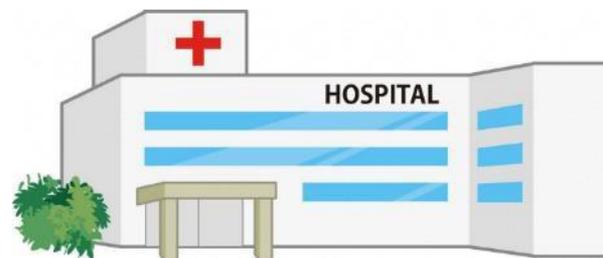
4. 療養補償

☑ 治療費に対する補償

- ◆ 傷病が治ゆするまでの間において、医療機関等で治療を受けた際の費用を補償

☑ 基本的には健康保険の対象と同じ

- ◆ 公務(通勤)災害と認定された傷病に対して必要な治療であり、医学上又は社会通念上必要かつ相当と認められるものが対象
- ◆ 健康保険の対象外となる治療等については、原則として療養補償においても対象外



療養補償の範囲①

1. 診察

(1) 医師及び歯科医師の診察(往診を含む。)

内科、外科その他すべての診療科を対象

(2) 療養上の指導及び監視

(3) 診断上必要な検査

(4) 診断書、処方箋その他意見書等の文書

○補償の実施上必要な文書で、基金支部に原本を提出したものが対象

○基本的には「同一の傷病名に対しては、一つの病院で、一つの診断書」までが対象。(認定のために基金支部から指示があった場合は除く。)

× 職場や保険会社に提出するための文書料は対象外

療養補償の範囲②

2. 薬剤又は治療材料の支給

(1) 内用薬及び外用薬の支給

(2) 治療材料の支給

ガーゼ、包帯、コルセット、固定装具等で、医師が治療上必要と認めるもの又は直接治療に関係があると認められるものに限る。

(3) 療養器材の支給

氷のう、水まくら等で、医師が必要と認めたものに限る。

療養補償の範囲③

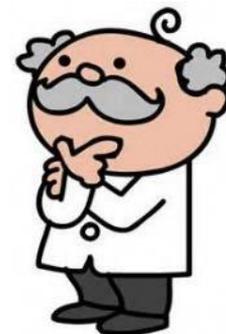
3. 処置、手術その他の治療

- (1) 包帯の巻き替え、薬の塗布、患部の洗浄、あん法、点眼、注射、輸血、酸素吸入等の処置
- (2) 切開、創傷処理及び手術並びにこれらに伴う麻酔
- (3) その他の治療

柔道整復師による施術、マッサージ、鍼灸等

医学上必要と認められ、医師の指導の下に行われるものが対象

4. 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護



療養補償の範囲④

5. 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う 世話その他の看護

- ◆ 病室については、原則として普通室（通常の大部屋）を使用した場合の料金を支給
（＝個室は特別の理由がなければ対象外）
- ◆ 特別の理由なく個室を使用した場合、普通室の料金のみ補償の対象

療養補償の範囲⑤

6. 移送費

◆ 次の条件をすべて満たすことが必要。

(1) 移送それ自体の必要性が認められること

医学上の理由もなく、遠隔地の医療機関に行った場合は対象外

(2) 移送手段の妥当性が認められること

原則は、電車やバス等の公共交通機関が対象

タクシーや自家用車の使用は、傷病の部位や状況、地理的条件及び交通事情等を総合的に勘案して、やむを得ないものに限り認められる(事前に基金支部に相談すること。)

(3) 実際に交通費を負担していること

通勤手当により購入した定期券を使用して通院している場合等、療養のための費用負担がない場合は対象外

5. 転医について

☑ 転医とは

- ◆ 現在受診している医療機関から他の医療機関に移ること
- ◆ 医療上又は勤務上の必要がある場合は、原則として認める。
- ◆ **被災職員本人の意思のみ(恣意的)により転医する場合は、必要な療養とは認められず、補償対象とならないことがある。**

☑ 転医届を提出する

- ◆ 転医する(した)際に提出
- ◆ 医師の指示による場合のみ、医師の証明が必要
(勤務上の都合による場合等、合理的理由がある場合は医師の証明不要)

転医の可否

転医の可否	転医の理由	療養費等
認められる場合	<ul style="list-style-type: none">・ 災害発生場所近くの医療機関で応急処置を受けたが、専門医へ移りたい。・ 勤務先や自宅から通院に便利な医療機関に移りたい。・ 主治医の指示で、設備の整った医療機関に移りたい。	療養補償の対象
認められない場合 (恣意的な転医)	<ul style="list-style-type: none">・ 評判のいい医療機関に移りたい。・ 慎重を期するため、他の医療機関でも検査を受けたい。	初診料、各種検査料等 転医前の診療内容と重複するものは自己負担

6. 福祉事業

☑福祉事業とは

- ◆ 被災職員及びその遺族の福祉の増進を図るため、補償のみでは充足しきれない面につき行われる付加的給付

☑支給は基金の努力義務

- ◆ 補償と違い、基金に対してその実施について努力義務を課しているにとどまり、その支給等は基金の裁量により行われるもの
- ◆ 実際には、恣意的に実施の有無を決定するわけではなく、条件を満たす者には等しく実施することとされている。

福祉事業の種類

- ◆ 外科後処置
 - ◆ 補装具の支給
 - ◆ リハビリテーション
 - ◆ アフターケア
 - ◆ 休業援護金
 - ◆ 介護人派遣
 - ◆ 長期家族介護者援護金
 - ◆ 奨学援護金
 - ◆ 就労保育援護金
 - ◆ 特別支給金(一時金)
 - ◆ 特別給付金(年金)
 - ◆ 特別支給金(一時金)
 - ◆ 特別援護金(一時金)
 - ◆ 特別給付金(年金)
 - ◆ 特別給付金(一時金)
 - ◆ 特別支給金(一時金)
 - ◆ 特別援護金(一時金)
 - ◆ 特別給付金(年金)
 - ◆ 特別給付金(一時金)
- 傷病補償
- 障害補償
- 遺族補償

第2章 公務・通勤災害の認定基準

1. 公務災害の認定基準

**公務中
(公務遂行性)**

**任命権者及び医療機関
による負傷の確認と証明**

4要素のすべて
を満たす

**出来事と負傷
とが一致**

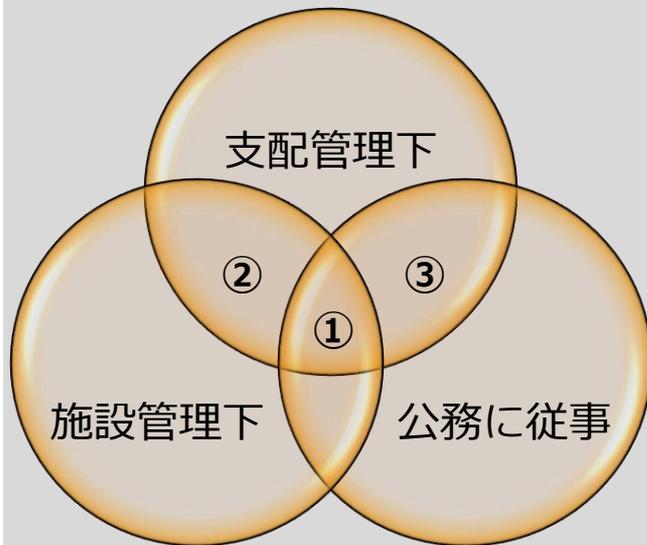
**公務に起因した
出来事**

公務起因性

認定の考え方(公務遂行性)

☑公務遂行性とは…

- ◆ 任命権者の支配管理下にあつて公務に従事していること
- ◆ 支配管理下とは、**命令を受ける(受け得る)関係にあること**



☑公務遂行性が認められる場合

- ① 任命権者の支配管理下にあり、かつ、施設管理下にあつて公務に従事している場合
- ② 任命権者の支配管理下にあり、かつ、施設管理下にあるが、公務に従事してはいない場合（休憩時間等の自由時間）
- ③ 任命権者の支配管理下にあるが、施設管理下を離れて公務に従事している場合（出張中等）

公務遂行性が認められる場合①

負傷はその発生原因が、外面的で可視的であるため公務との因果関係を判断する際には、公務遂行性が認められるかがポイント

※ただし、必ずしも公務起因性も認められるとは限らない!!

1. 自己の職務遂行中

- ◆ 法令又は権限ある上司の命令により、通常又は臨時に割り当てられた自己の職務を遂行している場合
- ◆ 地方公務員法第39条の規定による研修を受けている場合
- ◆ 健康診断を受診している場合
(任意受診の人間ドック等は対象外)
- ◆ 職務の一環として行われる訓練中の場合
(自主的に行う練習等は対象外)

公務遂行性が認められる場合②

2.職務に伴う合理的行為中

- ◆ 業務待機中の行為(著しく社会通念を逸脱したものを除く)

- ◆ 生理的必要行為のための往復行為

用便や水を飲むために往復する場合をいう。

ただし、生理的行為自体に公務遂行性は認められない。

- ◆ 公務遂行のための善意行為

同僚の職務を援助する行為、業務運営を阻害する状態を排除する行為をいう(誰しもがそうするであろうと客観的に判断できるものに限る。)

ただし、公務に関係のない道義的立場からの善意行為には公務遂行性が認められない。

公務遂行性が認められる場合③

3.職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中

- ◆ 準備行為又は後始末行為の例としては、職務遂行に必要な更衣、機械器具の点検、作業環境の整備が想定される。
- ◆ 出退勤時の施設構内の通行行為も含まれる。

4.救助行為中

5.防護行為中

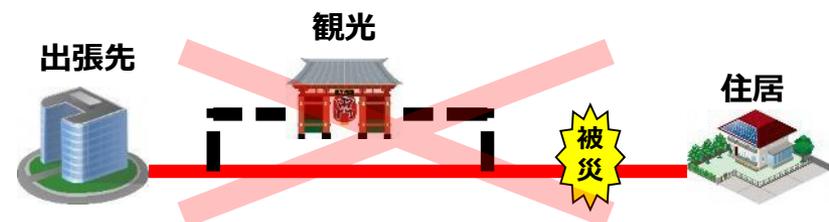
6.出張又は赴任期間中

- ◆ 出張又は赴任期間中に発生した負傷は、以下の場合を除き公務遂行性が認められる。
 - ①合理的な経路又は方法によらない経路にあるとき
 - ②上記①以外の場合に、恣意的行為を行っているとき

公務遂行性が認められる場合④

7.出張又は赴任期間中

- ◆ 出張中の行為を大別すると、①出張用務そのものを遂行する行為、②旅行する行為、③私用を弁ずる行為 である。
- ◆ ①は、自己の職務遂行中と同様に考える。
- ◆ ②は、通勤災害ではなく公務災害として扱う。
- ◆ ③は、以下の2パターンが想定される。
 - A：宿泊施設内における通常の宿泊行為(入浴、食事等)中の負傷は、公務上の災害と認められる。
 - B：出張用務終了後に私的行為を行い、合理的経路に服した後の被災の場合、当該私的行為の内容や時間等を考慮し、個別に判断(観光等は×)



公務遂行性が認められる場合⑤

8.出勤又は退勤途上

- ◆ 公務運営上の理由により特定の交通機関による出退勤が強制されている場合や、突発事故等の緊急用務のための出退勤、社会通念上異常な時間帯又は勤務形態における出退勤については、「公務災害」扱いとなる。これは、任命権者の指揮監督下にあると認められるためである。

9.レクリエーション参加中

- ◆ 地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者が計画し、実行したものが対象
- ◆ レクリエーションであれば全てが対象となるわけではないので注意!!

公務遂行性が認められる場合⑥

10.設備の不完全又は管理上の不注意

11.宿舎の不完全又は管理上の不注意

- ◆ 公務運営上の必要により、入居が義務づけられている宿舎に限る。

12.職務遂行に伴う怨恨

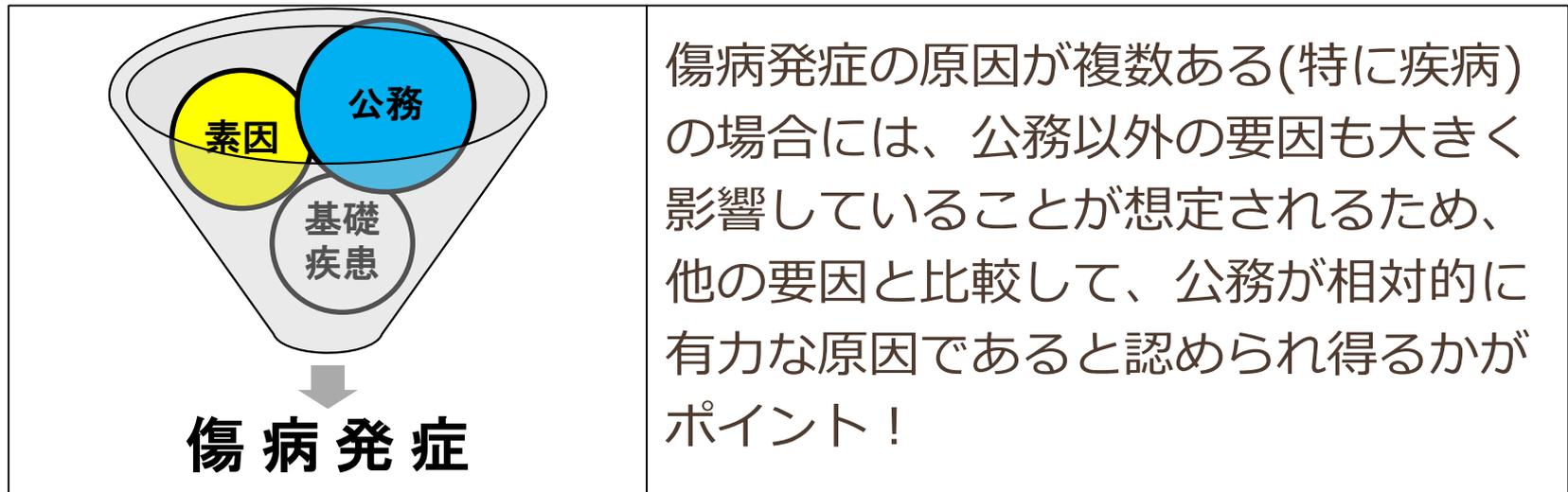
- ◆ 職務遂行に伴う怨恨により、第三者から加害を受けて発生した負傷は公務災害となる。
- ◆ ただし、けんか(私怨)に発展しているような場合、職務との因果関係は認められない。

13.公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって 発症した負傷

認定の考え方(公務起因性)①

☑公務起因性とは

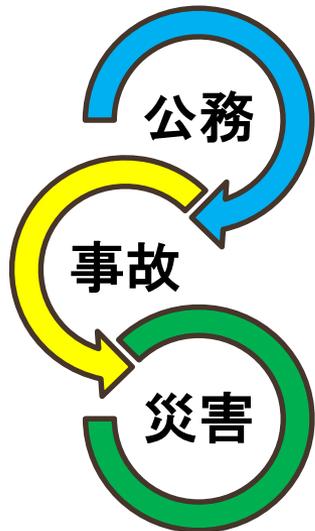
- ◆ 経験則上、傷病等の発生が公務に内在する危険の具体化したものであること
- ◆ 他の原因と比較し「**公務が相対的に有力な原因**」であること(= **相当因果関係**が認められること)



認定の考え方(公務起因性)②

☑機会原因に過ぎない場合は公務起因性なし

- ◆ 被災職員に素因、基礎疾患、既往疾患等が存在し、これらの要因に公務が加わって発症し又は増悪した場合で、偶々公務中に症状が発生した(公務が単に機会原因に過ぎない)ような場合、公務起因性は認められない。



公務起因性があるとされるのは、

『あのような公務に従事していたならば、そのような事故等が発生するであろうし、そのような事故等が発生すれば、このような災害が生じるであろう。』

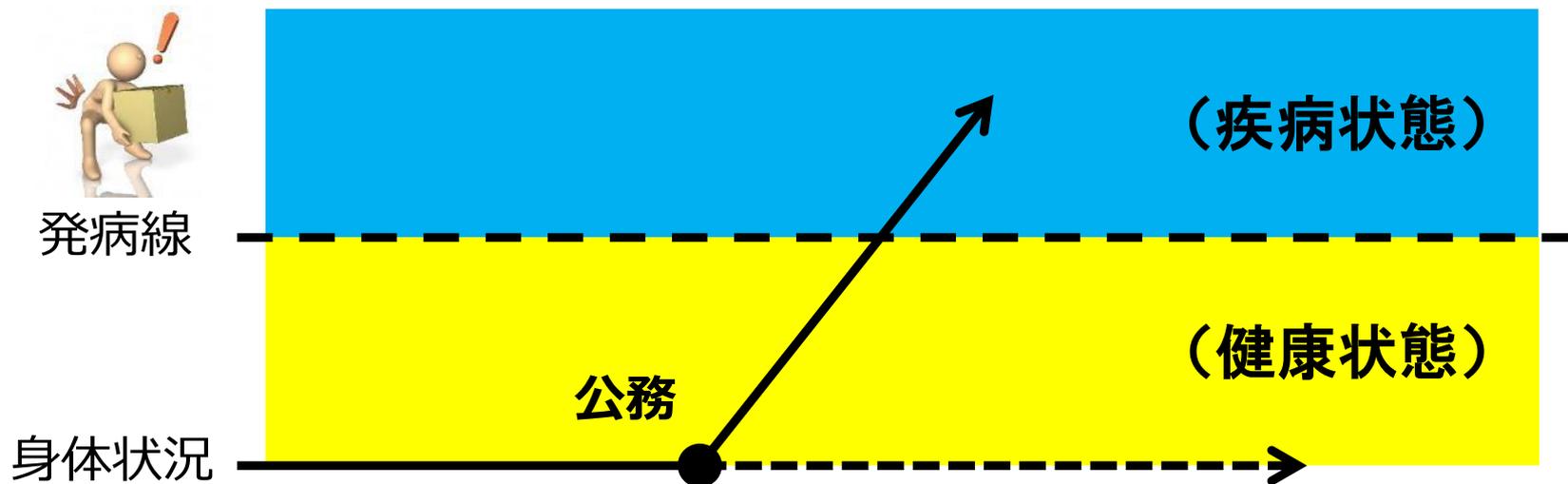
と認められる関係がある場合

認定の考え方(公務起因性)③

☑公務上の負傷に起因する疾病

◆ 次に掲げる場合は、公務上の疾病とする。

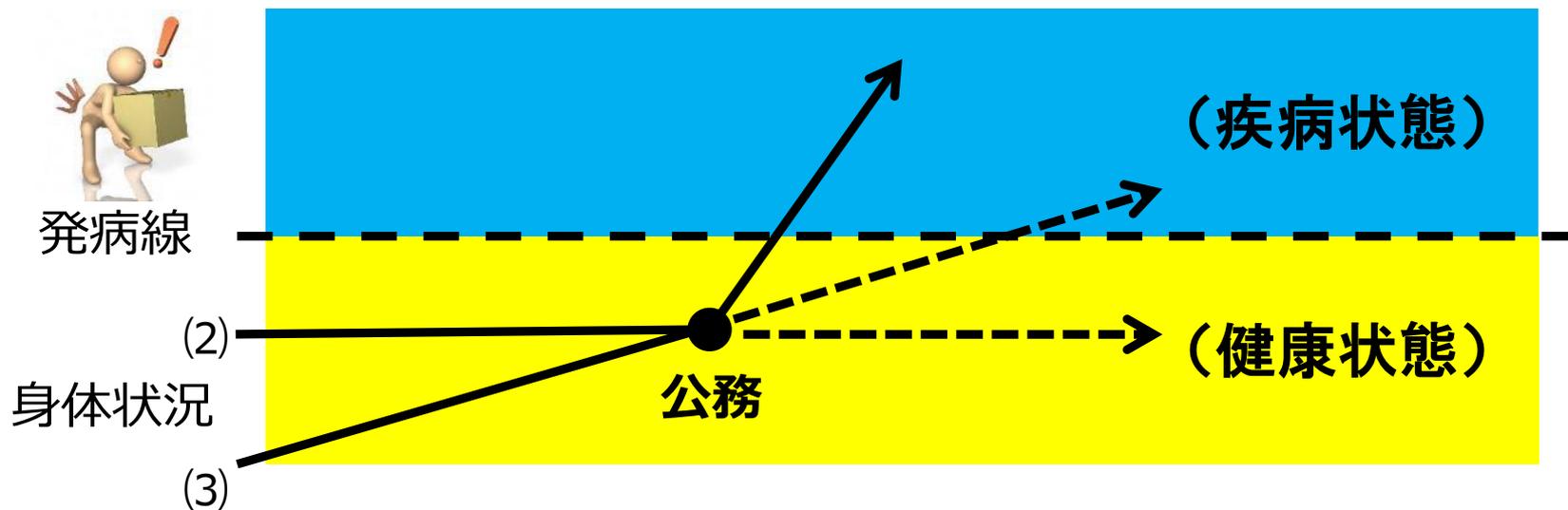
(1) 何ら疾病の素因を有していなかった者が、公務上の負傷によって発病した場合



認定の考え方(公務起因性)④

☑公務上の負傷に起因する疾病

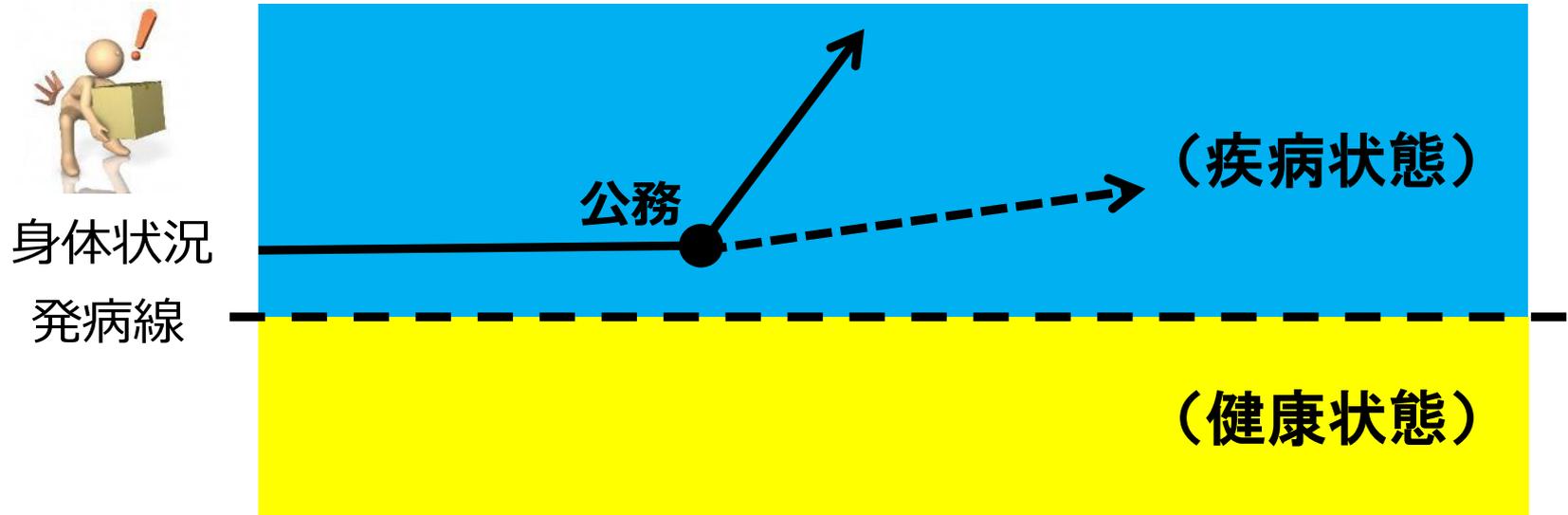
- (2) 疾病の素因はあったが発症する程度ではなかった者が、公務上の負傷により、その素因が刺激されて発病した場合
- (3) 疾病の素因があり、しかも早晚発症する程度であった者が、公務上の負傷により、発病の時期を著しく早めた場合



認定の考え方(公務起因性)⑤

☑公務上の負傷に起因する疾病

(4) 既に発病していた者が、公務上の負傷により、その疾病を著しく増悪した場合



- ◆ 公務上の負傷により、疾病が通常の経過をたどらず急速に著しく増悪した場合、「急性増悪した部分」に限り公務上の疾病とする。

例題事例

Case 1

学校教諭である被災職員は、日曜日に、顧問を務めているクラブ活動の指導のため、自転車で学校に向かう途中で転倒し、右足頸骨を骨折した。週休日の振替はされておらず、時間外勤務命令を受けていない（事前に学校長の許可は受けている。）。

以下の理由により、公務上の災害と認められる。

公務遂行性が認められるか否かがポイントとなる。

一般に、公務員の勤務を要しない日における職務遂行は、通常、時間外勤務命令に基づいて行われるが、教員の場合、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第6条により、時間外勤務を行うことのできる職務は条例で定める場合に限定されているところである。

被災職員が行う指導においては、学校長は時間外勤務を命令することができないものの、事前に許可していることから、学校長の指揮監督下で行われていると考えられるため、「公務遂行性」が認められ、公務上の災害と認められる。

例題事例

Case 2

被災職員は、勤務時間中にのどが渴いたため缶コーヒーを買おうと、3階の執務室から1階の自動販売機コーナーへ向かっていたところ、途中の階段で足を踏み外して左足首を捻り負傷した。

以下の理由により、公務上の災害とは認められない。

公務遂行性が認められるか否かがポイントとなる。

職員が職務遂行中に、用便や水を飲みに行く行為等生理的行為自体は私的行為であるが、これらの行為は職務遂行に通常伴うものと認められる必要かつ合理的な行為であるため、勤務場所を離れてその行為を行うための往復行為中の災害については、公務遂行性が認められる。

一方、缶コーヒーを買いに行く行為は、必要最小限の生理的行為というより、嗜好的要素が強いため、職務遂行に通常伴うと認められる必要かつ合理的な行為とは認められないことから、公務上の災害とは認められない。

例題事例

Case 3

消防職員が病院へ搬送中の救急車内において、患者の心臓マッサージを行っていた際に腰痛が発生し、「腰椎椎間板ヘルニア」と診断された。なお、被災職員は被災前から「腰椎椎間板症」として通院歴があった。

以下の理由により、公務上の災害と認められない可能性がある。

公務起因性が認められるか否かがポイントとなる。

(判断の一例)

心臓マッサージにより腰部に格別の負担がかかるものとは認められない。また、搬送中の救急車内であり、不安定な作業環境にあったとの事情は認められるが、通常的心臓マッサージの作業姿勢との比較において、作業動作が制限されるために非生理的な体勢を取らざるを得なかったとまでは認められない。一方、被災職員は「腰椎椎間板症」の基礎疾患を有していたことが確認されている。

よって、公務が相対的に有力な原因となって発生したものとは認められず、むしろ公務を単なる機会原因として発生したものであり、公務に起因することが明らかな疾病とは認められない。

2. 通勤災害の認定基準

合理的経路及び方法
での通勤途上

任命権者及び医療機関
による負傷の確認と証明

4要素のすべて
を満たす

出来事と負傷
とが一致

通勤に起因した
出来事

通勤起因性

認定の考え方(通勤の定義)

☑通勤の定義

- (1) 勤務のためのものであること
- (2) 住居と勤務場所との間を合理的な経路及び方法により往復するものであること
- (3) 公務の性質を有するものを除く(公務災害として扱う)。
- (4) 職員が(2)の往復の経路を逸脱し、又は往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の往復は通勤としないこと
- (5) ただし、(4)の逸脱又は中断が、日常生活上やむを得ない行為であって、総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、その後の往復は通勤とすること

認定の考え方(勤務のため)

☑ 「勤務のため」とは

- ◆ 勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる移動をいう。

☑ 「ため」の意味

- ◆ 勤務のための「ため」とは、勤務との密接な関係性が認められることが必要であることを示す。
つまり、休日に忘れ物を取りに勤務公署へ行くようなものは、勤務のための移動とは認められない。



認定の考え方(住居)

☑ 「住居」とは

- ◆ 職員が居住して、日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋

☑ 単身赴任者にとっての「住居」

- ◆ いわゆる「週末帰宅型通勤」を行っている単身赴任者においては、毎月1回以上の往復行為による反復継続性が認められれば、家族の住む自宅も「住居」と認める。
- ◆ 単身赴任者の住居間の移動も通勤災害と認められる可能性あり。

週末帰宅型通勤：単身赴任者等が週末等に就業の場所から家族の住む自宅へ帰り、週始め等に自宅から就業の場所へ出勤する通勤の型



認定の考え方(勤務場所)

☑ 「勤務場所」とは

- ◆ 職員が勤務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所

☑ 勤務場所は勤務公署内だけとは限らない

- ◆ 通常の勤務公署はもとより、研修会場、レクリエーションの開催場所、出張先等も「勤務場所」と認められる。
- ◆ 外勤を主とする職員にとっては、その外勤場所についても「勤務場所」であるし、勤務場所が複数ある職員もいる。

認定の考え方(始点・終点)

☑通勤における「始点・終点」とは

- ◆ 住居と勤務場所が、それぞれ始点と終点になる。

☑門扉主義

- ◆ 始点・終点に係る境界については、原則として「**一般人の通行が自由に認められる場所**」であるか否かで判断

始点及び終点	境界点
住宅(一戸建て)	「門(敷地境界)」と「公道」
マンション等	「自室のドア」と「共有スペースたる通路」
勤務公署等	「勤務公署等の敷地」と「公道」 勤務公署の敷地に一般人の通行が認められるスペース(バス停等)がある場合、建物の出入口が境界点

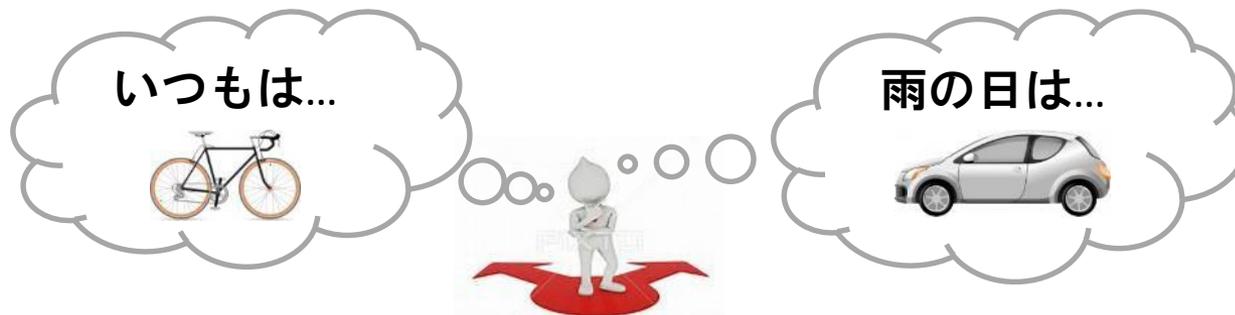
認定の考え方(合理的経路、方法)

☑ 「合理的経路、方法」とは

- ◆ 社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に、一般に、職員が用いると認められる経路及び方法

☑ 合理的経路、方法は1つとは限らない

- ◆ 時間的、経済的に最短の距離を通ることが一般的であり、通勤届上の経路、方法が合理的経路に該当
- ◆ しかし、勤務の都合や自然現象、交通状況等の諸事情が介在して経路、方法を変更することは当然考えられる。



認定の考え方(逸脱・中断)

☑ 「逸脱・中断」とは

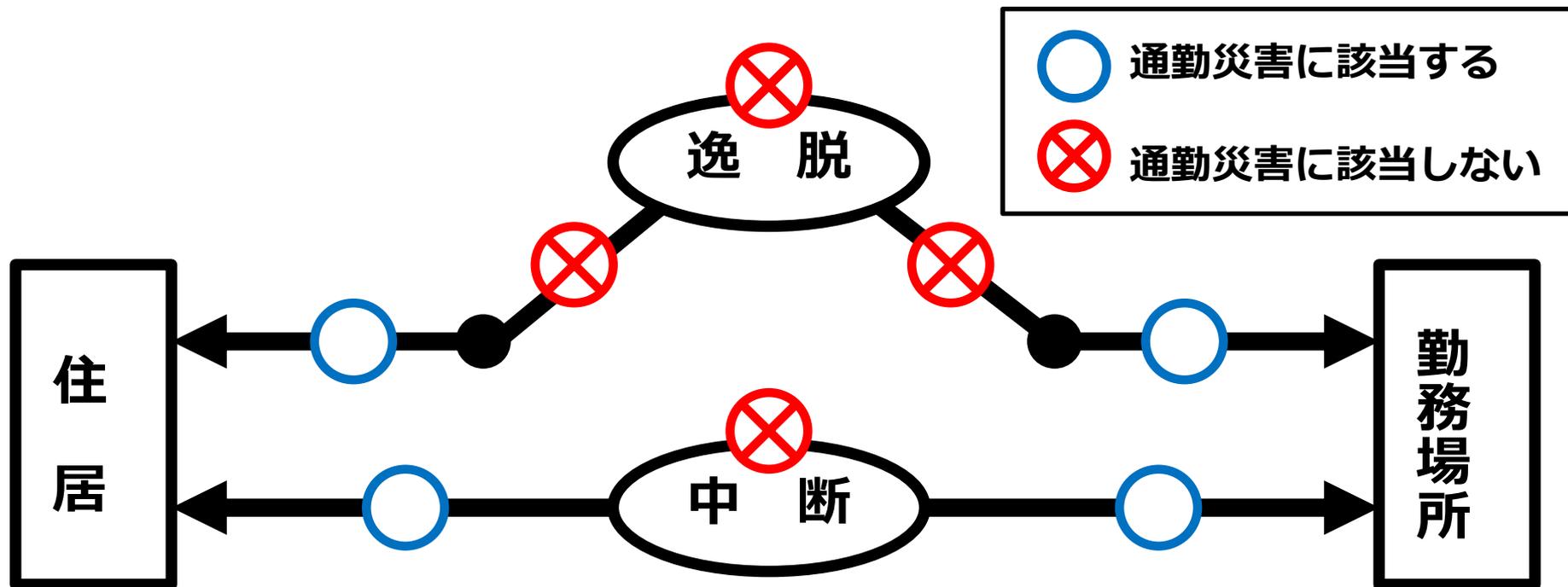
- ◆ 逸脱：通勤とは関係のない目的で合理的経路から逸れること
- ◆ 中断：合理的経路上において、通勤目的から離れた行為を行うこと

☑ 逸脱・中断があった時点で通勤終了



- ◆ 逸脱・中断の目的が私的行為である限り、その後合理的経路に復したとしても「通勤のため」の移動とは認められない。
- ◆ ただし、「日常生活上必要な最小限の行為」の例外あり。

認定の考え方(日常生活上必要な行為)①



逸脱・中断があった場合、その後の行為を含め「勤務のため」の行為とは認められず、通勤災害に該当しないことになる。

しかしながら、当該逸脱・中断が日常生活上必要な行為であって、必要最小限度のものである場合は、当該逸脱・中断の間を除き、合理的経路に復帰した後は通勤と認める。

認定の考え方(日常生活上必要な行為)②

☑ 「日常生活上必要な最小限の行為」とは

- ① 日用品の購入その他これに準ずる行為
- ② 学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育等職業能力の向上に資するものを受ける行為
- ③ 病院又は診療所において、診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為
- ④ 選挙権の行使その他これに準ずる行為

☑ 合理的経路に「復帰したら」通勤再開

- ◆ 日常生活上必要な最小限の行為であったとしても、その行為自体は私的行為であり、合理的経路に復帰するまでは、通勤とは認められない。

認定の考え方(通勤起因性)

☑通勤起因性とは

- ◆ 経験則上、傷病等の発生が通勤に内在する危険の具体化したものであること
- ◆ 通勤と事故、事故と災害の間の因果関係に相当性があること(相当因果関係が認められること)

☑通勤起因性が認められない場合

- ◆ 積極的私的行為又は恣意的行為によるもの
- ◆ 故意又は本人の素因によるもの
- ◆ 天災地変によるもの(ただし、天災地変や局外的事象の場合であっても、通勤環境に内在する危険が具体化したものと認められる場合がある。)

例題事例

Case 1

被災当日、雪が降っていたため、通常よりおよそ30分早い午前6時50分頃、通常の通勤手段であるバイクで自宅を出たところ、凍結した路面でスリップ・転倒し、右第3・4・5肋骨骨折の負傷を負った。

通常の出勤時間：午前7時20分
始業時間：午前8時30分
勤務公署までの距離：約11km

以下の理由により、通勤による災害に該当すると認められる。

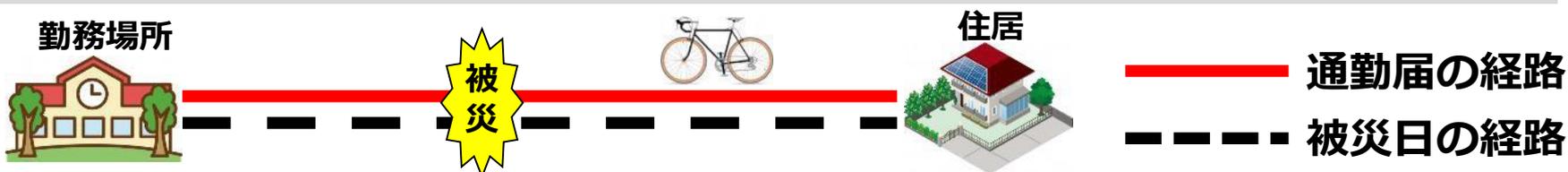
「通勤のため」と認められるか否かがポイントとなる。

被災職員が、通常よりも30分早く自宅を出た理由は、積雪により道路が渋滞することが予想されたためであり、交通機関の混雑を避ける目的で早めに出勤する場合に該当することから、**勤務と密接な関連をもって行われたものと認められ、通勤による災害に該当するものと認められる。**

例題事例

Case 2

通勤届上、自転車での通勤となっている職員が、資料等仕事に必要な荷物がたまたま多かったことから、それを運ぶために自家用車で出勤し、勤務終了後、自家用車で合理的経路上を帰宅途上、信号機のない交差点に差し掛かったところ、進行方向右側から、一旦停止せずに進入してきた軽自動車と交差点付近で衝突し負傷した。



以下の理由により、通勤による災害に該当するものと認められる。

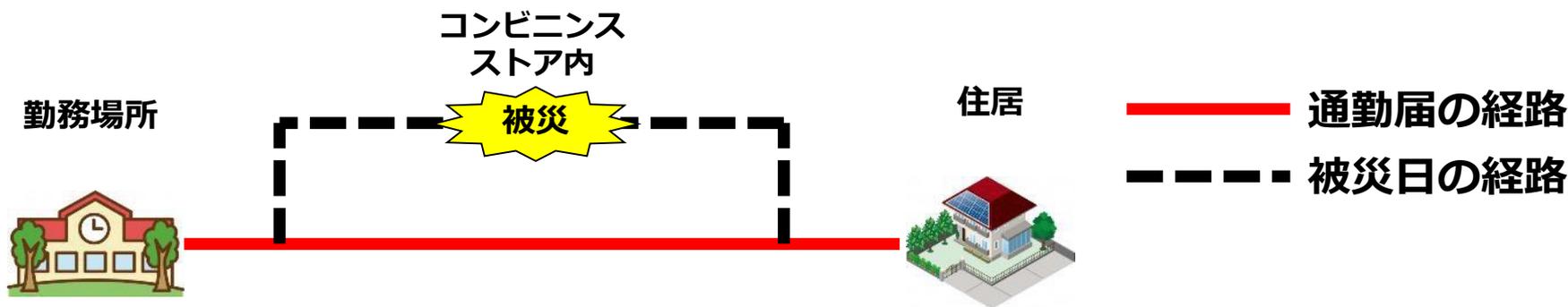
合理的方法であるといえるかがポイントとなる。

被災職員は当日、資料等の荷物が多かったため、自転車による通勤は危険と判断し、やむを得ず自家用車を使用したもので、本件のような自家用車の使用は一般的に考えられることであり、通勤のための手段として適当であり、かつ通常利用している通勤手段よりも安全であると考えられるため、通勤における合理的方法であると考えられる。

例題事例

Case 3

出勤途上、通勤経路から外れたコンビニエンスストアに立ち寄り、昼食用の弁当を買おうとした際、店内で転倒して負傷した。



以下の理由により、通勤による災害に該当するものとは認められない。

逸脱・中断の考え方がポイントとなる。

弁当を買うという逸脱の目的は、「通勤範囲事例」で定める日用品の購入に該当し、また、通勤経路上及び学校付近には日用品を購入できる店がなく、当日は日直当番で昼に職場を離れられないもので、やむを得ず通勤経路から逸脱したものと認められるものであるが、逸脱中の災害であることから通勤による災害に該当しない。

第3章 請求及び申請の手続

1. 公務(通勤)災害の認定請求

認定請求

療養補償
の請求

完 結
治ゆ報告

公務（通勤）災害が発生したら・・・

①医療機関を受診

- ・ 認定請求用の診断書を書いてもらう。
- ・ 受診医療機関には、公務災害認定請求予定であり、認定された場合は基金が医療費を支払う旨伝える。
- ・ **支払いは各医療機関の意向に沿って進める。**

②所属に報告

③公務災害認定請求書を作成、所属長経由で提出

**必要書類及び記載例は
地方公務員災害補償基金福岡県支部HPから
ダウンロード可能**



2. 療養補償の請求①

認定請求

療養補償
の請求

完 結
治ゆ報告

公務上(通勤災害該当)の災害と認定されたら…

- ①認定通知
- ②被災職員の方へお願い
- ③医療機関等へのお願い（※本人記入箇所）
が1部届く（①～③ごとにクリップ止め）。

医療機関等へは、

- ①認定通知の写し + ③医療機関等へのお願い一式
を持参する。

※医療機関が複数ある場合は①と③をコピーして、

- ①、③の一式を医療機関へ持参すること。

※特定の請求書様式のみでの持参ではなく、①の写し、
③の写し一式を必ず持参すること。

**★自己負担分がある場合、
返金可能か医療機関へ確認**

2. 療養補償の請求②



①指定医療機関の場合

療養の給付請求書(様式第5号)に被災職員が必要事項を記入の上、受診医療機関に提出(原則1回のみ)以降は、特段の手続きは不要

②指定医療機関以外の場合(薬局、被災職員本人支払含む。)

療養補償請求書(様式第6号)を受診医療機関に提示し、証明を受ける。
補償を受けようとする都度、手続きが必要

- ★ 受診医療機関によって請求書の様式が異なる。
- ★ 指定医療機関一覧は認定通知に添付
- ★ ①指定医療機関の場合は、医療機関から基金支部へ直接請求が可能(P63のとおり)
- ★ ②指定医療機関以外の場合は、被災職員が所属経由で基金支部に請求書を提出すること(P64～P65のとおり)

現物補償と金銭補償

☑補償実施には2つの方法がある

- ◆ 必要な「療養」を行う……………**現物補償**
- ◆ 必要な「療養の費用」を支給する……………**金銭補償**

☑現物補償と金銭補償の違い

	対象医療機関	使用する様式	手続き、提出先
現物補償	指定医療機関	療養の給付請求書 (様式第5号)	原則1回のみ 医療機関に提出
金銭補償	指定医療機関以外 (薬局等、自己負担、 受領委任を含む。)	療養補償請求書 (様式第6号)	療養の費用を受けようと する都度 基金支部に提出

指定医療機関

☑指定医療機関とは

- ◆ 公務・通勤災害で被災職員が療養を受けた場合は、これに要した費用を、契約に従って直接支払うために基金が予め指定した医療機関
- ◆ 基金支部においては、公益社団法人福岡県医師会に加入している会員が開設又は管理する病院等のほか、独立行政法人国立病院機構、地方独立行政法人、市町立の医療機関などを指定

※基金支部指定医療機関一覧表は、公務（通勤）災害認定通知に同封するので参照のこと

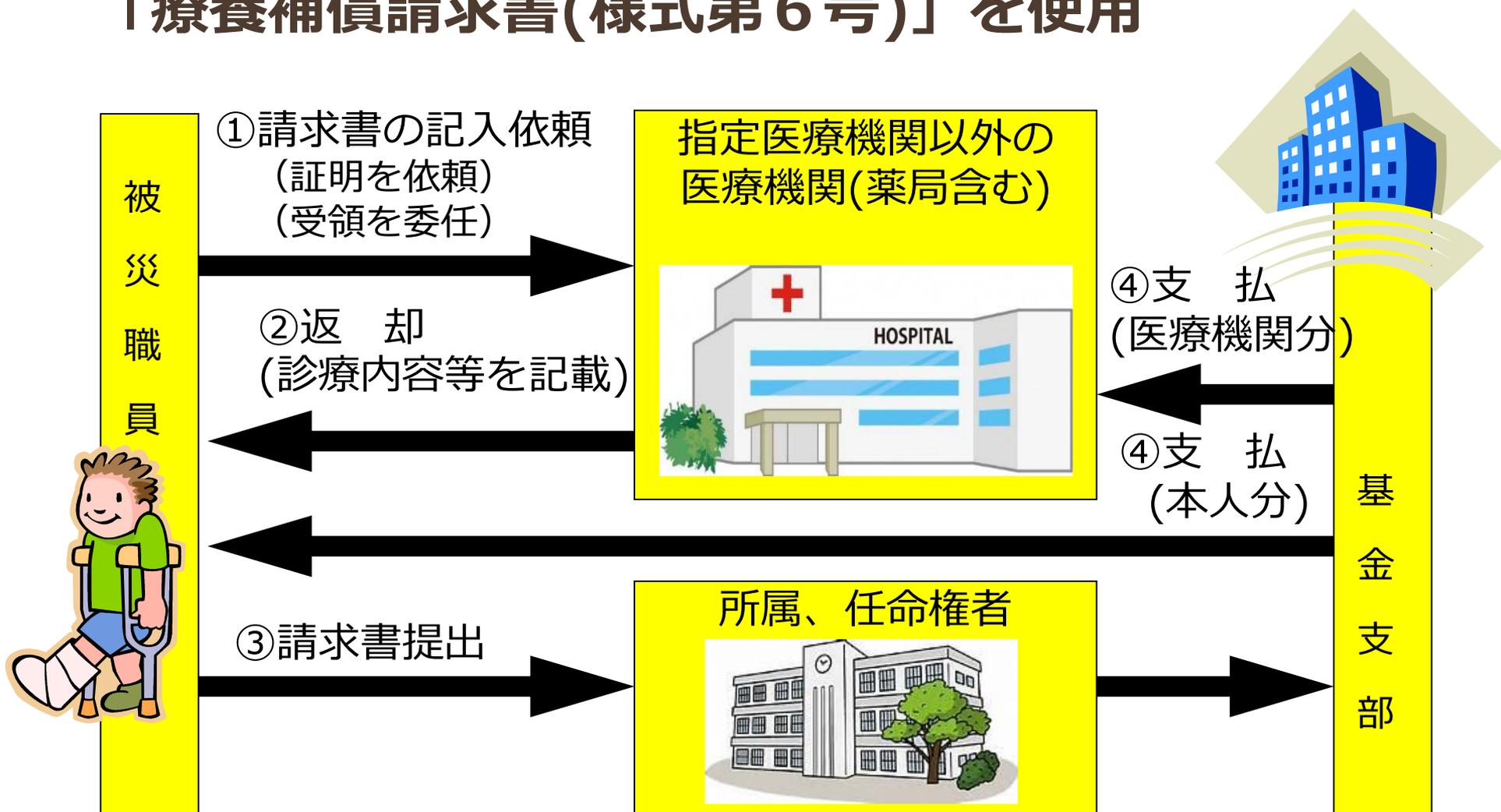
- ◆ 指定医療機関を受診した場合、公務・通勤災害の認定後、被災職員が必要事項を記入した療養の給付請求書（様式第5号）を医療機関に提出

以降は、医療機関から基金支部へ直接請求



療養補償の請求手順(指定医療機関以外)

「療養補償請求書(様式第6号)」を使用



療養補償請求書の作成方法①

☑医療機関へ依頼

- ◆ 本人記入欄を記入した療養補償請求書(様式第6号)を受診医療機関等に持参し、記入及び証明を受ける。

☑誰が治療費を負担しているかによって記入箇所等が異なる。

① 本人が治療費等の一部又は全部を自己負担した場合

- ◆ 医療機関で2号紙「10診療費請求明細」欄の記入及び証明を受ける。
- ◆ 領収証の原本を添付(必須)
- ◆ 所属を經由して基金支部へ請求

療養補償請求書の作成方法②

② 医療機関で支払を保留してもらっている場合

- ◆ 基金支部からの療養費の受領を医療機関に委任する(基金支部から直接医療機関に支払をする)請求方法
これを「**受領委任**」という。
- ◆ 医療機関で1号紙「1受領委任」欄、「9送金希望の場合」欄及び2号紙「10診療費請求明細」欄の記入を受ける。
- ◆ 所属を經由して基金支部へ請求

③ 薬局の請求をする場合

- ◆ 薬局で3号紙「11調剤費請求明細」欄の記入を受ける。
- ◆ その他は、①又は②の方法による。



3. 時効

☑各種補償の時効

- ◆ 療養補償・休業補償・介護補償・葬祭補償を受ける権利は、2年間行われな^いときは、時効によって消滅
- ◆ 障害補償・遺族補償は、5年間請求がないときは、時効によって消滅
- ◆ 傷病補償年金は、請求によらず基金支部が職権により決定するため、時効はない。

☑時効の起算日

- ◆ 療養補償については、療養を受けた日の翌日
ただし、認定前の療養費については、基金支部が当該災害を公務上又は通勤該当の災害と認定したことを知り得た日の翌日
- ◆ その他の補償については、原則として「補償を受ける権利が発生した日」の翌日を起算日とする。

※ 「公務上認定日」＝認定結果を請求者が知り得た日
「初診日、受診日」＝支払義務が確定した日」と仮定

3回目の受診日
平成29年9月1日

【療養費C】

公務上認定日

平成29年6月1日

公務災害認定請求日

平成29年3月1日

2回目の受診日

平成27年4月1日

【療養費B】

被災日及び初診日

平成26年4月1日

【療養費A】

療養費Cの
消滅時効成立日は、
令和元年9月1日

療養費Bの
消滅時効成立日は、
令和元年6月1日

認定日の翌日から
起算して再度2年間
の消滅時効となる！

時効一時停止

療養費Bの
消滅時効成立日は、
平成29年4月1日

療養費Aの
消滅時効成立日は、
平成28年4月1日

消滅

第4章 報告及び届出

1. 治ゆ報告

認定請求

療養補償
の請求

完 結
治ゆ報告



**忘れずに
速やかに提出を!!**

治ゆ(症状が固定)したら…

- 速やかに「治ゆ（症状固定）報告書」を提出する。
→基金支部において「治ゆ認定」【**事案完結**】
- 治ゆ認定がなされた後は、療養補償は受けられない。
- 障害補償やアフターケア等福祉事業の支給を受けられる場合あり。

治ゆ（症状固定）とは

☑完全に治った場合だけではない

- ◆ 公務災害における「治ゆ」とは、完治・全治の場合だけでなく、**症状が固定し、もはや医療効果が期待し得ない場合(症状固定)も含む。**

☑対症療法とは

- ◆ 表面的な症状の消失、緩和を目的とする治療法をさす。
- ◆ 傷病の症状が、投薬・理学療法等の治療により一時的な回復が見られるにすぎない場合（対症療法）は、症状が固定している（治ゆしている）ものとする。



対症療法は災害補償制度の「療養」ではない。

治ゆ（症状固定）報告書

☑ 注意点

- ◆ 治ゆ認定後は、療養補償が受けられない。
（治ゆ日＝最終受診日等とすべき!!）
- ◆ 同一の災害により2以上の負傷を負った場合、その全部が治ったときに提出
- ◆ 治ゆ認定後の対症療法に対しては、共済組合員証を使用して治療を受けることができる。

☑ 治ゆ後の補償

- ◆ 障害を残して治ゆした場合、障害補償やアフターケア等の補償、福祉事業を受けられる場合あり。
- ◆ 再発として、再び療養補償を受けられる場合あり。

2. 再発

☑再発とは

- ◆ **いったん治ゆした後において、認定傷病及びその傷病と相当因果関係をもって生じた傷病に関し、再び療養を必要とするに至った場合**
- ◆ 再び療養を必要とするに至った場合とは、
 - ①自然的経過により症状が明らかに悪化した場合
 - ②医学の進歩等により新たに医療効果が期待され得るようになった場合

☑再発に対する補償

- ◆ 上記①又は②の要件を満たす場合には、再発として認定請求を行い、再び療養補償を受けることが可能

3. 各種定期報告

☑療養の現状等に関する報告書

- ◆ 療養開始後、6月を経過した日において、その傷病が治っていないときは、その日から1月以内に提出
(以降、6月ごとに提出が必要)
- ◆ これを受けて、基金支部は傷病補償の決定を行う。

☑第三者加害行為現状報告書

- ◆ 第三者加害事案において、以下の場合に提出
 - (1) 災害発生から6月経過して示談が成立していない場合
(以降、6月ごとに提出が必要)
 - (2) 治ゆしたが損害賠償受領報告書を提出できない場合
 - (3) 基金支部からの提出指示があった場合

第5章 第三者加害事案

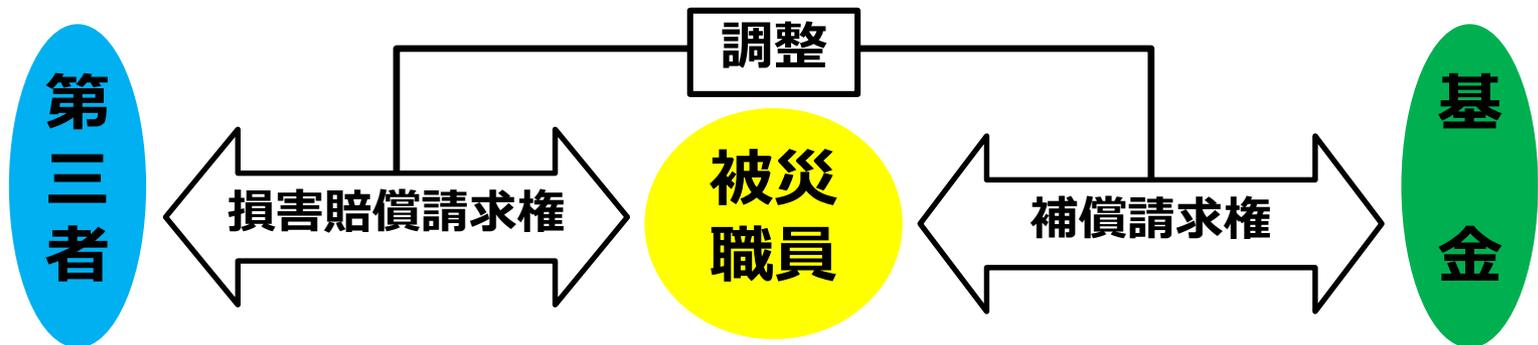
1. 第三者加害事案

☑ 第三者加害事案とは

- ◆ 公務・通勤災害のうち「第三者」の行為が原因となって発生した事案（＝自損事故は含まない。）

☑ なぜ他の事案と区別しているの？

- ◆ 被災職員は、第三者に対する「損害賠償請求権」と基金支部に対する「補償請求権」を取得することになるが、同一の事由について二重の填補を受けることはできず、調整が必要となるため、他の事案と区別している。



2. 第三者となりうる者

☑ 第三者とは

- ◆ 民事上の損害賠償責任(民法第709条)を負う者で、被災職員の所属する地方公共団体及び基金以外の者
 - ※ 同団体の職員間の自動車事故の場合、自賠責保険が適用となる場合があるので、便宜上、第三者加害事案と位置付けている。

☑ 暴行事案の場合

- ① 加害者本人（加害者本人に責任能力がない場合は監督義務者）
- ② 加害者の監督義務者（加害者本人が無資力の場合等）

☑ 交通事故事案の場合

- ① 加害者本人
- ② 加害者の監督義務者(加害者が未成年の場合)
- ③ 加害者の使用者・事業監督者(社用車での事故の場合等)
- ④ 加害車両の運行供用者(車両の所有者等)

3. 民法上の損害賠償責任が生じる条件

☑以下の条件を「全て」満たすとき責任発生 (民法第709条)

- ① 加害者に故意又は過失があること
- ② 権利侵害及び違法性があること
- ③ 損害が発生し、加害行為との間に因果関係があること
- ④ 加害者に責任能力があること

☑児童、生徒が加害者となることも

- ◆ 判例によると、小学校を卒業する12歳程度の年齢になれば、一般的に責任能力はあると考えられる。
- ◆ ただし、心神喪失の場合は個別判断
- ◆ 本人の責任能力が否定された場合でも、監督義務者に監督責任を問うべき事案あり。 (民法第714条)

4. 第三者加害事案にかかる必要書類

区分	提出書類
共通書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者行為による災害届出書 ・ 誓約書
交通事故の場合(自転車による事故を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故証明書 (<u>人身事故扱い</u>) ・ 事故発生状況報告書
その他の事案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基金支部が指示する書類
補償先行の場合 (基金支部に事前相談)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補償先行の申出書 ・ 事実確認書又は事実確認未提出理由書

※様式掲載場所

地方公務員災害補償基金福岡県支部HP>公務災害・通勤災害様式集>第三者加害事案関係の様式

5. 示談先行と補償先行①

☑示談先行、補償先行とは

- ◆ **示談先行**：事故の相手方からの賠償(示談)を先に受ける。
→治療費は相手方（の保険会社）が医療機関に支払う。
- ◆ **補償先行**：基金支部からの補償を先に受ける。
→基金支部が治療費を支払う。

☑どちらを選べばいいの？

示談先行	補償先行
<ul style="list-style-type: none">・ 慰謝料、物損等を含めた総合的な示談交渉ができる。	<ul style="list-style-type: none">・ 加害者不明・ 相手方が保険未加入・ 被災職員に重過失がある・ 交渉が難航し、賠償を受けるのに時間がかかる

※最終的には被災職員自身の希望に委ねられる。

5. 示談先行と補償先行②

☑ 治療費は相手方が支払うのに示談先行で認定請求をする意味は？

- ◆ 後遺障害が残り、障害補償の対象となった場合、第三者側から支払われた賠償額を差し引いた金額で、基金支部からも障害（遺族）補償を受けられることがある。

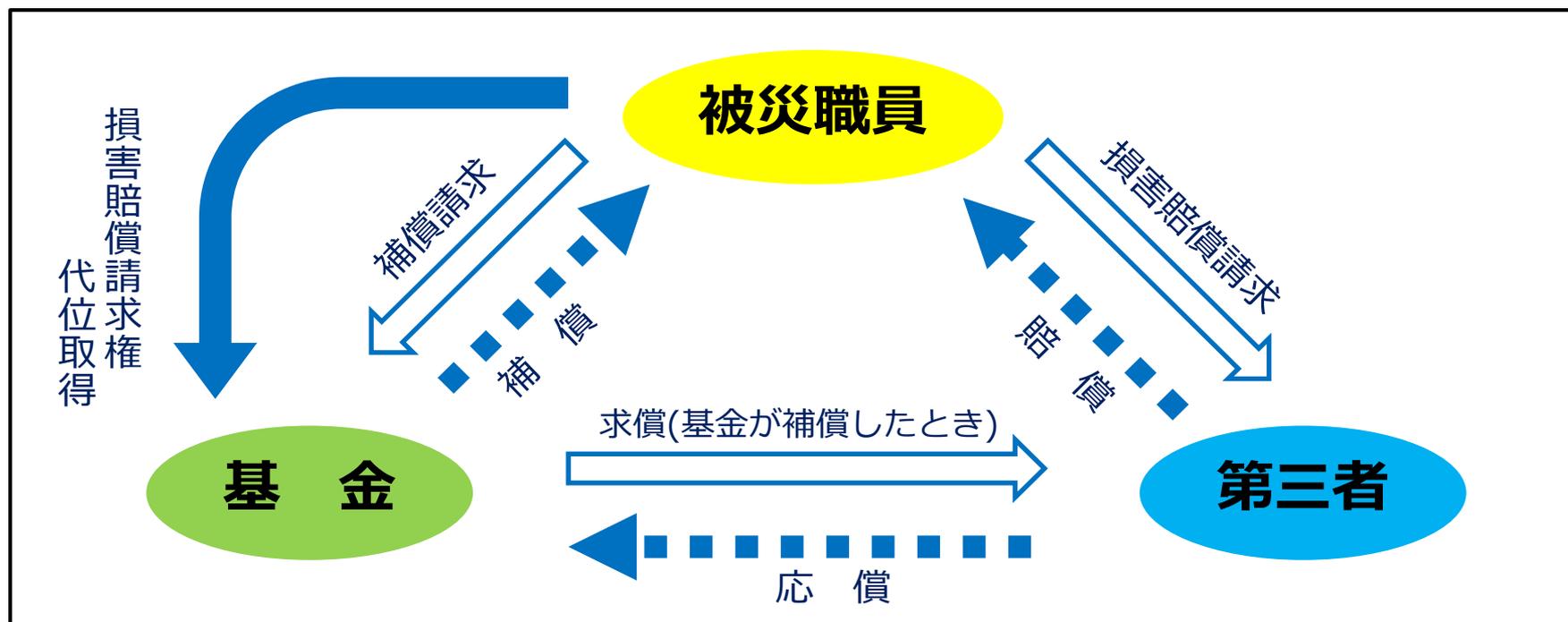
ex) 逸失利益に係る損害賠償（第三者）	<u>100万円</u>	
障害補償（基金）	<u>150万円</u>	
差額（150万円－100万円）	50万円	受給できる

- ◆ 付加的給付である福祉事業は調整を受けない。
障害(遺族)特別支給金、特別援護金、特別給付金 etc.

5. 示談先行と補償先行③

☑ 求償について

- ◆ 補償先行を選択し、基金支部が補償を行った場合、基金支部は被災職員の損害賠償請求権を代位取得することになり、相手方へ求償を行う。（示談先行の場合は、前スライドのように第三者から受けた額に応じて基金の補償額が減額となる＝免責）



6. 第三者加害事案の留意点①

☑被災後は速やかに医療機関へ

- ◆ 被災直後は「大したことはない。」と想着いても、後日、予想外に重症であったということが判明する場合あり。
- ◆ 被災日と初診日との間に相当の期間があると、負傷と被災との因果関係が認められない可能性も...
被災後は速やかに受診を！



6. 第三者加害事案の留意点②

☑口頭でも示談は成立する

- ◆ 口頭でも示談は成立してしまうため、**求償権を放棄する旨の発言を安易にしないこと。**

「公務災害になるから責任を負わなくてもよい」は誤り。
補償先行で基金支部が補償をした場合、基金支部が相手方に補償分を求償することになる。

☑公務（通勤）災害の認定＝基金が全てを補償するわけではない

- ◆ 他の章でも説明のとおり、基金の補償は人的損害のみ。（物損や慰謝料は補償の対象外）
- ◆ 示談先行の場合は相手方の補償が先行する。



6. 第三者加害事案の留意点③

☑ 第三者との交渉は、まず所属で！

- ◆ 補償先行であっても「交渉はすべて基金支部に任せる」はダメ。
- ◆ 第三者との面談等を行い、

- ① いつまでに、
- ② いかなる損害に係る補償を、
- ③ 誰がどのように弁済するか

を明確にしておく。



☑ 補償における責任能力の有無は基金支部で判断

- ◆ 第三者の責任能力の判断は、第三者行為による災害届出書や日常生活の状況等に基づき基金支部が行う。そのため、第三者が原因である災害の場合は、**第三者行為による災害届出書等は必ず提出する必要がある。**

7. 交通事故事案の場合①

☑警察へ届け出る

- ◆ 交通事故を起こした場合には、道路交通法の規定により、当事者には警察への届出が義務付けられている。
- ◆ 交通事故証明書取得のためにも届出は必須



☑相手を確認する

- ◆ 相手の氏名、住所、連絡先及び保険の加入状況等を確認



☑目撃者を確保し、写真を撮る

- ◆ 事実関係を明らかにするため、目撃者に証言を依頼
- ◆ 事故車両や事故現場の写真を撮っておく。



7. 交通事故事案の場合②

☑被災職員から所属へ交通事故の一報が入ったら、事故概要と合わせて以下を確認する

- ◆ 第三者加害事案であるか（自損事故は除く）
- ◆ 被災職員は、公務（通勤）災害の認定請求を行う意向があるか

→ **第三者加害事案かつ被災職員に認定請求の意向**

ありの場合

- ◆ 今後の手続きの相談のため、基金支部に御一報ください。
- ※ どちらかでも該当しないならば、この段階での基金支部への連絡は不要です。

第三者加害？ → YES
認定請求する？ → YES } **両方YESは基金支部にTEL！**

7. 交通事故事案の場合③

重要！

- ☑ 前スライドの結果、基金支部に一報する場合には、認定請求前に被災職員の「人身傷害保険」の加入の有無を確認する

人身傷害保険とは・・・？

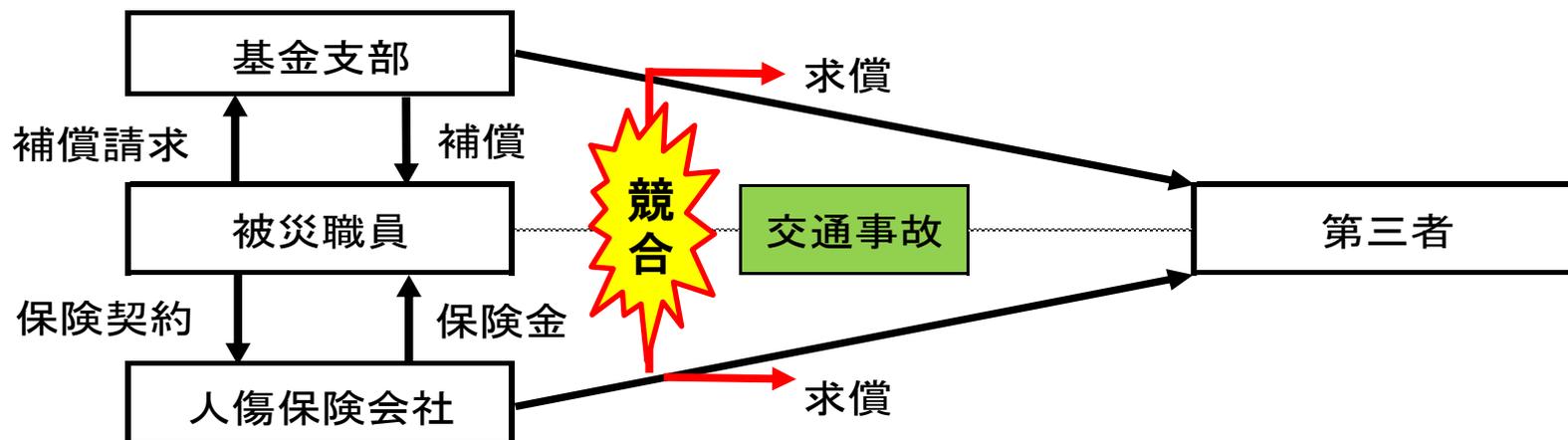
損害保険会社が運営する自動車の任意保険の一つで、被保険者自身の人身損害（傷害、後遺障害及び死亡）を補填することを目的とする保険。

人身傷害保険の約款上、被災職員は同一の事由による損害の補填は、重複して受けられないことになっている。同一の損害について基金による補償が受けられる場合、人身傷害保険からの補償額は、基金の補償分を差し引いて支払うものとされている。

保険会社は人身傷害保険金を支払うことで、被災職員が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得するため、基金支部が第三者に対して有する求償権との競合関係が生じることとなり、基金支部の求償権の行使に支障が生じる。

7. 交通事故事案の場合④

(参考) 人身傷害保険との競合関係のイメージ図



- ◆ 所属は、基金支部への一報後、速やかに公務（通勤）災害認定請求書類と、被災職員加入の任意保険証券（写）を基金に提出すること。
- ◆ 所属は被災職員に対し、人身傷害保険のうち、以下の部分（認定請求しようとしている部分）の請求は、基金からの補償前に行わないよう指示すること。その後、基金支部から今後の対応等について助言する。
→ 傷害による損害への補償（治療費等）、障害補償、死亡補償

8. その他の第三者加害事案

☑動物による咬傷事案

- ◆ 訪問先等で、飼い犬に咬まれたような場合も第三者加害事案となる（動物の占有者責任、民法第718条）。
- ◆ 必ず現場で飼い主に咬まれたことを説明し、事実確認をするとともに、飼育状況を確認のこと



☑住民等からの暴行事案

- ◆ 職務遂行に伴う怨恨によって、住民等から暴行を受けたケースも第三者加害事案となる。
- ◆ ただし、けんかに発展しているような場合(私怨)は、職務との関連性が認められない(=公務外)。

9. 示談について

☑示談 = 和解

- ◆ 示談とは、加害者が被害者に一定の支払いを約束し、被害者はその金額を受け取った後は、加害者に請求をしないという当事者同士の合意のこと
- ◆ いわゆる「和解」のこと

示談 = 和解



☑示談前には基金支部に相談

- ◆ 示談を一旦締結すると、原則として双方の合意がなければ変更することはできない。
- ◆ 締結前に基金支部へ相談し、適正な内容での示談を行うこと

10. 示談締結前に基金から行う助言

- ◆ 独断で求償権を放棄しないこと
- ◆ 治ゆ(症状固定)後に示談すること
- ◆ 賠償金の内訳及び積算を示談書に明記すること
- ◆ 基金の補償分については、第三者が後日基金からの求償に応じる旨の文言を挿入すること
- ◆ 将来、傷病が再発したり、後遺障害が発生したりした場合には、別途協議する旨の文言を挿入すること

特に補償先行の場合、基金が求償を行うことになるため、安易な示談締結は絶対にしないこと！

公務や通勤に関連して第三者加害事案が発生した場合は、**独断で動かず、基金支部に今後の手続きについて相談してください。**

第6章 認定請求書等の書き方

1. 認定請求に必要な書類(公務災害)

- ① 公務災害認定請求書
- ② 現認証明書又は事実証明書
- ③ 診断書（医証）
- ④ 医療機関受診報告書
- ⑤ 療養の経過に関する報告書
- ⑥ 災害発生場所の見取図及び災害発生状況図
- ⑦ 出勤簿や出勤に関する証明
- ⑧ 事務分担表・事務分掌表
- ⑨ 公務災害・通勤災害認定請求書類チェックリスト
- ⑩ その他災害状況に応じて基金支部が指示する書類

※**通勤災害**の場合は、必要書類が異なります。

※様式掲載場所

◆ 地方公務員災害補償基金福岡県支部HP

トップページ> 公務災害・通勤災害様式集

◆ 行コミ（福岡県のみ）

トップページ> インフォメーション> スマートページ

> 総務事務厚生課公務災害班のページ

2. 公務災害認定請求書

☑傷病名は診断書にあわせる

- ◆ 認定請求書に記載のない傷病名は、認定請求の対象外

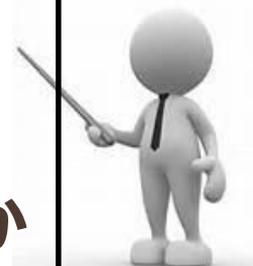
☑請求年月日は、被災職員が所属に請求書を提出した日

- ◆ 任命権者から基金支部へ提出した日ではない!!

☑災害発生の状況はできるだけ詳細に

- ◆ 被災時の状況がイメージできるような文章を。
- ◆ 記載時のポイントは以下のとおり。

- ①いつ、②どこで、③誰と、④何をしていたとき、
- ⑤何が原因で、⑥何が起き、⑦身体のどの部位を、
- ⑧どのように負傷し、⑨被災職員はどんな様子で、
- ⑩どの医療機関を受診し、⑪どんな診断を受けたか



3. 現認証明書又は事実証明書

☑どっちで提出すればいい？

こんなときは現認証明書（原則）

- ◆ 現認者（実際に見ていた人）がいる場合は、現認証明書
- ◆ 実際に見た状況を客観的、詳細に記載する。
- ◆ 現認者は、同僚職員でなくてもよい。

こんなときは事実証明書（例外）

- ◆ 現認者がいない場合は事実証明書
- ◆ 証明者は、報告を受けた内容、調査結果を詳細に記載

（≠ 認定請求書の「2 災害発生の状況」欄）



4. 診断書（医証）①

☑ 診断書を出してもらう際には…



(1) 記載が必要な情報

- ◆ ①傷病名、②初診月日、③療養見込期間
- ◆ ただし、療養の見込み期間は分かる場合のみでよい。
※複数の病院を受診した場合でも、傷病名が同一であれば、各病院から取得する必要はなく1つの病院から取得すればよい。

(2) 診断書料

- ◆ 原本を提出する場合の診断書料（同一傷病名に対し1通分のみ）は、療養補償の対象となります。
- ◆ 写しを提出する場合、認定請求以外の目的（例：病気休暇取得のため等）で取得する場合は、補償対象外

4. 診断書（医証）②

※頸部・腰部・肩部・膝部の負傷の場合

- ◆ 基金支部様式の「腰痛、頸部痛、肩部痛又は膝部痛の症状及び医学的所見」に記載をしてもらう。

（令和5年3月様式変更）

- ◆ 診断書不要

<頸部・腰部・肩部・膝部の負傷の場合に本人及び所属が作成するもの>

- ◆ 同意書
- ◆ 腰痛に関する報告書
- ◆ 頸部痛、肩部痛、膝部痛に関する報告書

5. 医療機関受診報告書

☑ 受診した医療機関だけでなく薬局も記載

- ◆ MRIの撮影のみで受診した医療機関も記入

☑ 「治療費」欄を必ず記載

☑ 転医した場合は、転医の理由に必ず○をつける

- ◆ 医師の指示により転医した場合⇒「医師の証明」欄を記載してもらう。
- ◆ 継続的な通院が必要で自宅か勤務地に近いため転医⇒自宅か勤務地どちらかに○を付ける。
- ◆ 医学的に必要性が認められない恣意的な転医先における前医と重複した初診料や検査料（セカンドオピニオン等）は補償対象外。

※ 「医療機関受診報告書」を記載し、認定請求をした後に、
転医した場合には、「転医届」を提出する。

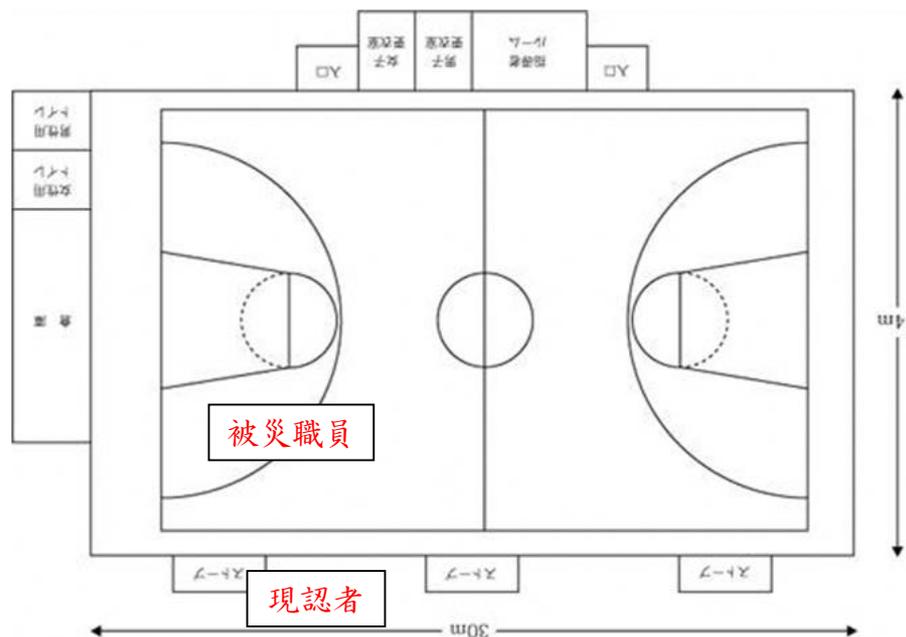
6. 療養の経過に関する報告書

- ☑療養の頻度、治療内容、症状の経過等について具体的に記載
 - ◆ 「現在の通院状況」欄も必ず記載。

7. 災害発生場所の見取図

☑災害発生現場の位置関係を明確に

- ◆ 地図や建物平面図を用いて、災害発生現場を示す。
- ◆ 現認者がいる場合、被災職員と現認者の位置関係を明示



8. 災害発生状況図

☑できるだけ詳細かつ具体的に

- ◆ 受傷の状況、受傷部位が、詳細にわかるような絵図を記載又は再現写真を添付し、状況説明を付記
- ◆ どのような動作(受傷時の体勢等)で、身体のどの部位を痛めたのかがわかるように!!

9. その他必要な書類

☑出勤簿

- ◆ 出勤簿やタイムカードの写し。出勤簿がない場合には、出勤証明書を添付すること。

☑事務分担表・事務分掌表

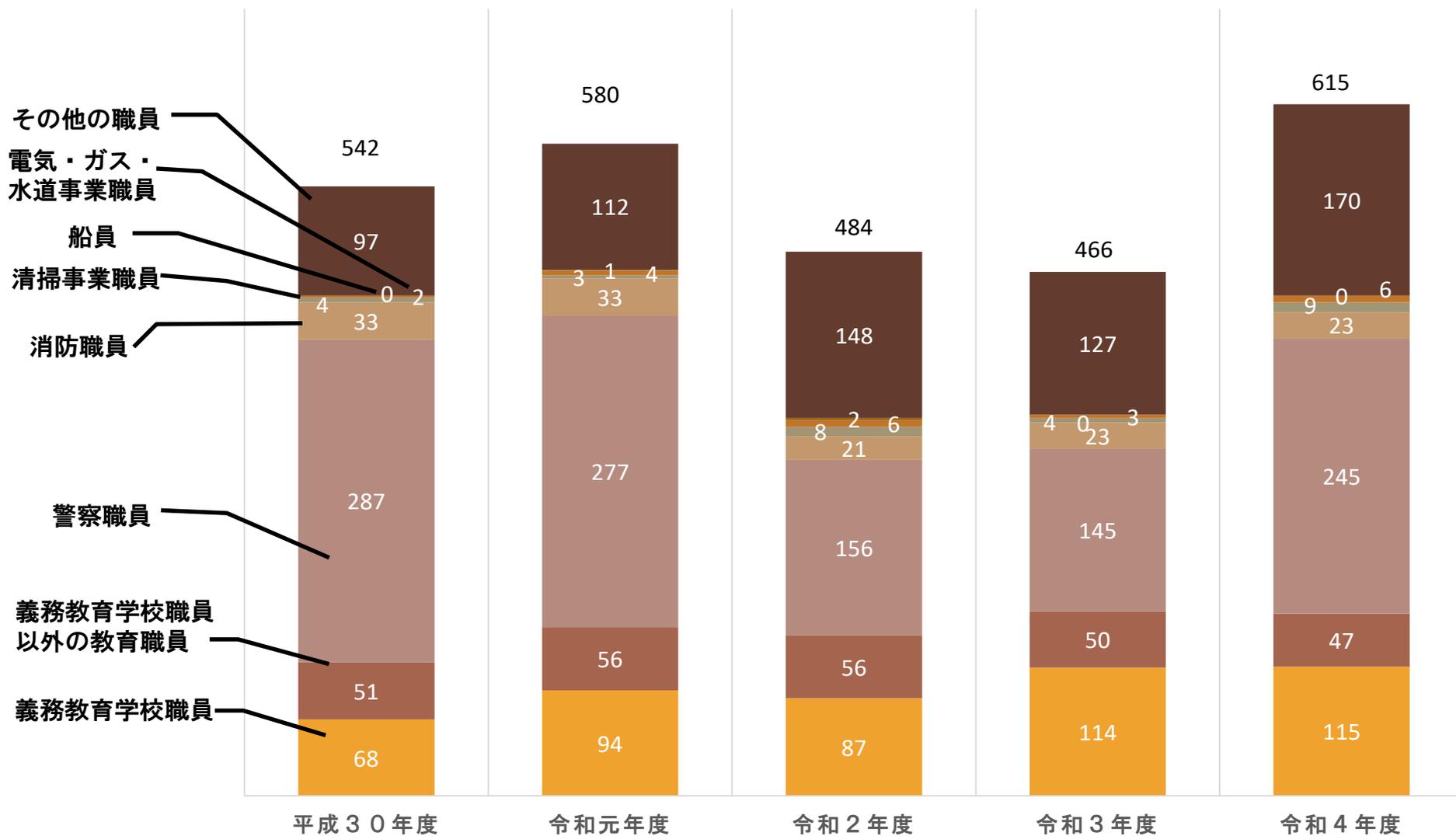
☑公務災害・通勤災害認定請求書類チェックリスト

- ◆ 書類のチェックを行い、不備を改めた上で、認定請求書類一式を任命権者へ提出する。

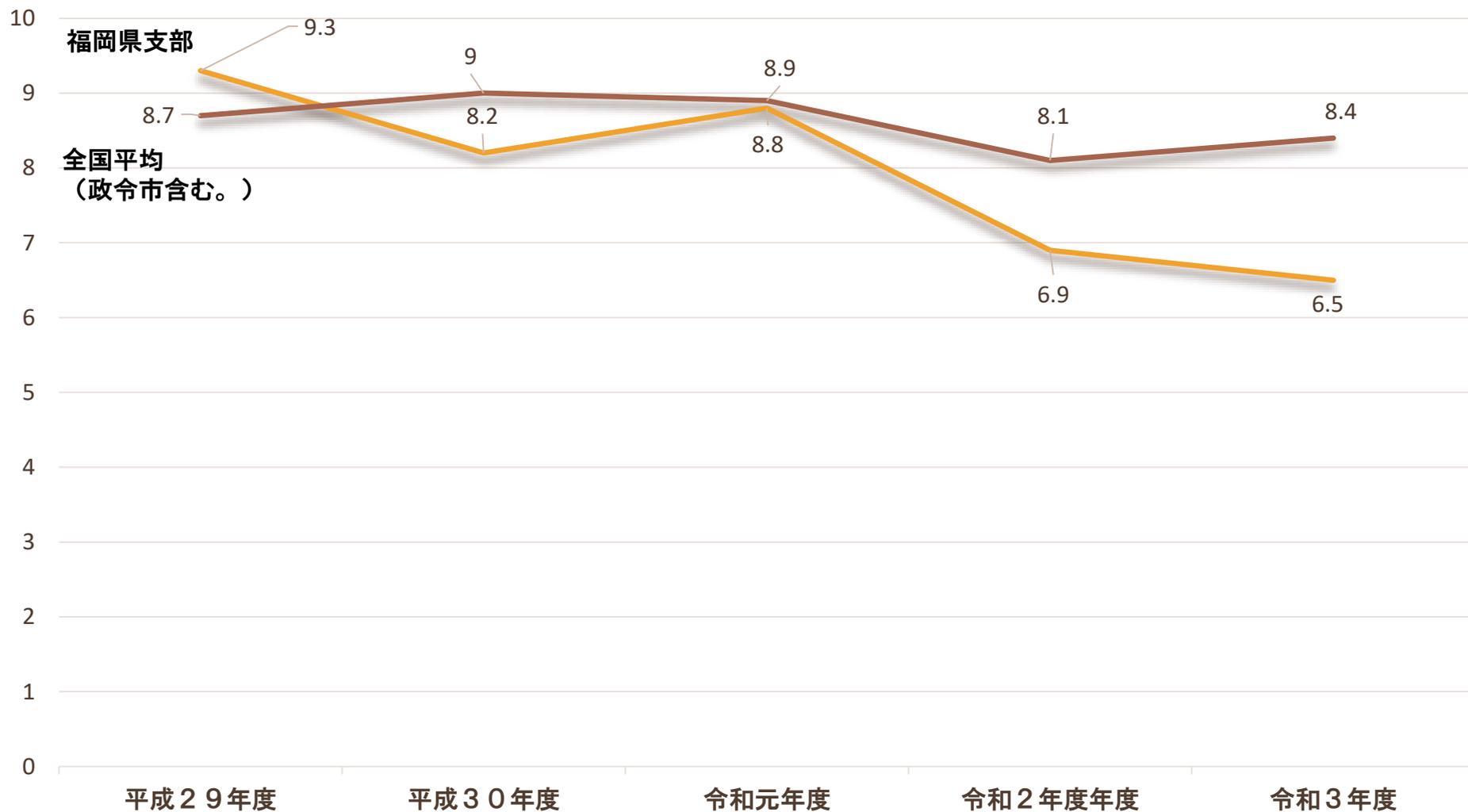
**※その他災害状況に応じて添付する書類があれば
提出する！**

第7章 公務災害の認定状況等

1. 公務災害の認定件数の推移



2. 全職種における職員千人あたりの公務災害認定件数



3. 負担金に対する療養補償費の占める割合の都道府県順位

	全職種	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	清掃事業職員	その他の職員
H29年度	43	41	47	41	34	38	27	17
H30年度	46	38	47	42	29	33	26	28
R元年度	47	35	46	45	44	9	44	33
R2年度	46	33	44	42	40	43	25	31
R3年度	45	42	45	39	44	39	40	32

第8章 公務災害防止対策

1. 安全配慮義務

<所属で情報共有を！>

R4年度は蜂に刺される事案が多発。

所属敷地内はもちろん野山等の蜂が多い場所はあらかじめ蜂の巣を確認・撤去する等の対策、所属の安全衛生委員会等の場で注意喚起を！！

① 任命権者の責務

安全で快適な職場環境を確保し、職員の公務災害の発生を未然に防止するため、労働安全衛生法に基づき、安全衛生管理体制の整備、職員の危険又は健康障害を防止するための措置等安全衛生対策を講じる必要がある。

② 公務災害の発生防止

公務災害が発生した場合、その発生原因を分析・検証し、同様の災害が発生しないよう対策を講じる必要がある。

2. 公務災害防止対策実施報告書

- ◆ 任命権者は、公務災害の認定通知受領後、1か月以内に、発生原因を分析・検証し、災害防止対策を講じ、その内容について基金支部に報告
- ◆ 基金支部は報告内容のうち参考になり得る対策を集約し、基金支部HPで公表
- ◆ 任命権者は、上記公表内容などを参考に日頃から公務災害防止対策を講じる。



3. 公務災害防止DVDの貸出

◆ 基金支部では公務災害防止の意識向上を図るため啓発DVDの無料貸出を行っている（基金支部HP参照）。

◆ DVDには災害事例、災害に至る原因、災害防止対策等災害を未然に防ぐヒントが収録

◆ 職員研修などでDVDを活用し、職員の意識を高め、安全に安心して働ける職場作りにお役立ていただきたい。

【A労働安全関係】【Bメンタルヘルス関係】			
分類番号	タイトル	時間	字幕の有無
A1	これだけは守ろう 基本ルール17カ条 繰り返し災害をなくすために	23分	○
A15	守ろう！教職員の安全と健康 ～教育現場における安全衛生管理のあり方～	44分	×
A22	めざそうZERO ～従業員の交通事故を防ぐ心得～	23分	○
A27	あなたのための熱中症対策 ～災害事例から考えよう！～	25分	○
A31	軽く見るな！転倒災害「我が身、人の身、会社の身」	18分	○
A32	日々の作業行動災害を防ぐ ～点検・確認・確認！～	18分	○
A33	知っていますか安全配慮義務 ～経営者、管理者は何をすべきか～	26分	×
A37	オフィスの事故防止 第1部 自分で学ぶ安全対策	23分	×
A38	オフィスの事故防止 第2部 組織で進める安全対策	22分	×
A39	繰り返される悲劇！ 労働災害事例集①	35分	×
A40	新版 危ない 電動工具の威力 ～またかのくり返し災害とその対策～	21分	×
B9	メンタルヘルス不調による労災は声かけで防ぐ！ ～雰囲気の良い現場になるために～	18分	×
B13	地方公共団体におけるパワーハラスメント対策～誰もが働きやすい職場を目指して～	33分	×

最後に

- ◆ 今回の内容は、必ずしも制度の内容を網羅しているものではありません。
「補償実施の手引」や基金支部ホームページに掲載しているQ & Aなどを参照してください。
- ◆ ご不明な点、お困りの点等ございましたら、些細なことでも構いませんので、基金支部までお問い合わせください。

〒811-8577
福岡市博多区東公園7番7号
(福岡県総務部総務事務厚生課内)
地方公務員災害補償基金 福岡県支部
TEL : 092-643-3031 (直通)
FAX : 092-633-3438
E-mail: 40fukuoka@chikousai.jp
koumusaigai@pref.fukuoka.lg.jp

ご清聴ありがとうございました。

様式や記載例は、ホームページに掲載しています。

地方公務員災害補償基金 福岡県支部 |

検索

